

原議保存期間10年
(平成35年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙人発第438号
平成24年10月30日
警察庁長官官房長

警察署長及び副署長等に対する警察本部総・警務部門による支援の充実
について(通達)

警察署長は、管轄区域内における警察の業務の処理や、所属の警察職員を指揮監督することとされ、また、副署長及び次長(以下「副署長等」という。)は、一般的には警察署長を補佐することとされており、警察署長及び副署長等が警察署の運営・管理の中核を担っていることは論を俟たないが、昨今、警察の事務の多様化等により、警察署長及び副署長等の責任や負担が増大し、その能力を十全に発揮できないことが懸念される状況にある。一方、警察職員による非違事案の発生状況は危機的な状況にあり、非違事案の未然防止対策の徹底、所属において非違事案が発生した場合の厳正かつ公正な対応等、所属の警察職員に対する服務に関する指揮監督の徹底が今まで以上に強く求められているところである。

各位にあつては、警察署長がその責務を果たし、副署長等が的確にこれを補佐するためには、監察部門を始めとする警察本部総・警務部門(以下「総・警務部門」という。)による警察署長及び副署長等に対する支援が必要不可欠であるとの認識に立ち、下記事項について特に留意の上、警察署長及び副署長等に対する支援の充実に努められたい。

なお、実施に当たっては、警察署における業務の合理化・効率化を念頭に置き、警察署長及び副署長等の負担が増すことのないよう配慮されたい。

記

1 警察署の運営・管理の支援

各位を始めとする総・警務部門の幹部職員による定期的巡回や本部への招致による警察署長及び副署長等との個別面接、ブロック単位での副署長等会議の開催など、警察署の運営・管理上の問題点を幅広く把握できる仕組みを構築し、警察署長及び副署長等に対し、総・警務部門が緊密に連携して当該問題点等を解消するための助言・指導や業務改善等の支援を行うこととする。

また、一般的に警察署長を補佐するとされている副署長等の具体的な責務の一覧化や業務管理上の着眼点の明確化等により、副署長等が警察署長を的確に補佐することができるよう、特段の配慮を行うこと。

2 所属の警察職員の服務に係る指揮監督の支援

(1) 非違事案防止対策の支援

警察署長及び副署長等に対し、「懲戒処分事案の情報共有要領」(平成24年5月25日付け警察庁丙人発第203号別紙)に基づき共有された情報等を盛り込み、部下職員に対する指導事項等をまとめた資料を作成・送付するなどして、効果的な非違事案防止対策教養に資する素材提供・情報共有を行うほか、形骸化している教養の見直しなど個別の指導・助言を行うなどにより、警察署長及び副署長等が一層効果的な非違事案防止対策に取り組めるよう支援する。

(2) 非違事案認知時の支援

警察署長及び副署長等に対し、所属の警察職員に関する懲戒処分その他監督上の措置を行う可能性がある事案を認知した場合は、まず発生について速やかに警察本部監察部門に報告することの意義・重要性について指導する。あわせて、前記1の支援を積極的に行うことにより、これらの事案はもとより、それに至らない所属の警察職員の服務に関する特異な情報等についても、警察署長及び副署長等が躊躇なく報告・相談を行える環境の醸成に努めることにより、警察署長及び副署長等が非違事案を認知した場合に一層的確に対応することができるよう支援する。